

第 29 回社会保障審議会介護保険部会が 8 月 22 日（月）16 時から厚生労働省の講堂で開催された。



今回の議事は、「給付のあり方（在宅、地域密着）等について」であり、内容は次のとおりである。

- 1．在宅サービスの在り方
在宅サービス全般
医療系サービス
- 2．要介護者等に対する生活援助等のサービスの在り方
- 3．地域支援事業の在り方
- 4．家族介護者への支援の在り方

資料は、現状説明と、これまでの主な指摘事項さらに論点という構成で取りまとめられ、厚生労働省から資料の説明が行われ、主な論点は次のとおりである。

在宅サービス全般の論点では、24 時間地域巡回型訪問サービスの創設、レスパイトケアの拡充、小規模多機能型居宅介護の普及、複合型事業の創設等を行っていくべきではないか。

医療系サービスの論点では、訪問看護の提供量の確保の観点から地域ごとに必要な看護師の確保、訪問看護ステーションの大規模化、通所介護と通所リハビリテーションの再編などが必要ではないか。

2．要介護者等に対する生活援助等のサービスの在り方の論点では、介護予防事業をどう評価するか、軽度者への支援について、介護保険給付、地域支援事業に、介護保険外サービスの役割をどう考えるか。

3．地域支援事業の在り方の論点では、地域包括支援センターが、業務円滑に実施していくためには、地域の諸機関との間でネットワークを構築していく必要があるのではない

か、委託型の地域包括支援センターの場合でも、保険者がきちんと関与していくことがひつようではないか。

4．家族介護者への支援の在り方の論点では、介護者の高齢化や仕事との両立等を含めて、どう考えるか、地域包括支援センターにおける相談支援の充実等を図るべきではないか。

各委員からは、これらの論点や資料に対する質問や意見が出された。

24 時間地域巡回型訪問サービスについては、認知症の場合には人が変わることで常に緊張を感じるので対応が難しいのではないかと、訪問看護や訪問看護に従事する者の労働環境の整備と報酬上の手当が必要などの意見が出された。

要介護者等に対する生活援助等のサービスの在り方では、生活援助については介護保険給付から外すべきではない、介護予防教育が重要との意見や限られた財源の対応するためには介護給付についても選択と集中が必要との意見もあった。

また、レスパイトケアやお泊り機能に対する意見が多くあった。

このほか、委員から別紙資料（添付）として意見等が出されている。

なお、今回は、8月30日に「給付の在り方（在宅・地域密着）について（2）」を議題として開催される予定である。

（WAM NET中央センター）